

## 保安林の指定の解除に係る事務手続について

〔 令和3年6月30日付け3林整治第478号  
林野庁長官から各都道府県知事、各森林管理局長宛て  
〔最終改正〕 令和6年4月1日付け5林整治第1878号 〕

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第26条及び第26条の2の規定に基づく保安林の指定の解除に係る事務手続については、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）によるほか、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）等の通知によるとともに、特に、保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除については、「保安林の解除事務の迅速化及び簡素化について」（昭和60年12月24日付け60林野治第3992号林野庁長官通知）等の通知により、事前相談等の実施を通じて、その迅速化及び簡素化を図ってきたところである。

このような中、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献に向けた、森林内における風力又は地熱を利用した発電施設の設置に関し、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）においては、保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化等を行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図ることとされ、また、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）においては、保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化・簡素化のため、事前相談等の事務手続の流れの再整理等を行うこととされたところである。

このため、保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の事前相談を含めた保安林の指定の解除に係る事務手続の運用については、下記によることとしたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施について御配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、次の1から7までに掲げる通知は廃止する。

- 1 「保安林の解除事務の迅速化及び簡素化について」（昭和60年12月24日付け60林野治第3992号林野庁長官通知）
- 2 「保安林解除事案に係る事前相談等について」（昭和61年10月28日付け61林野治第3486号林野庁長官通知）
- 3 「保安林解除事務の運用改善について」（平成2年12月25日付け2林野治第2896号林野庁長官通知）
- 4 「保安林の解除申請書に係る添付書類の簡素化について」（平成7年10月31日付け7林野治第3050号林野庁長官通知）

- 5 「事前相談に係る標準調整期間等について」（平成9年5月26日付け9-14林野庁指導部治山課長通知）
- 6 「規制緩和推進3ヵ年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」（平成11年4月1日付け11-12林野庁指導部治山課長通知）
- 7 「国有保安林の解除事務等の迅速化等について」（平成28年3月30日付け27林整第2864号林野庁森林整備部治山課長通知）

## 記

### 1 事前相談

保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とした保安林の指定の解除の申請（以下「保安林解除申請」という。）をしようとする者（以下「事業者」という。）から、都道府県知事に対し、その申請に先立ち、保安林解除申請に係る申請書及び事業計画等の添付書類（以下「申請書類」という。）の作成等に係る相談（以下「事前相談」という。）があった場合には、次により対処するものとする。

なお、事前相談は、事業者の任意で行われるものであって、その有無によって当該事業者に対して不利益となるものであってはならない。

#### （1）事前相談の手続の流れや対象項目等

ア 事前相談においては、転用の目的、開発行為の態様及び規模、事業の実施時期その他の事案の内容とともに、解除の要件等に係る具体的な相談項目について十分聴取の上、保安林解除申請の手続の流れ、申請書類の作成要領その他留意すべき事項を説明するものとする。

なお、説明に当たっては、事業者に対して関連する法令等を示した上で行うものとする。

イ 事前相談は、別紙様式1を参考として書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）により行うものとする。ただし、事業者からの情報提供にとどまるものについては、この限りでない。

ウ 回答は、書面により行うものとする。ただし、口頭や資料提示等により直ちに回答できるものについては、この限りでない。

エ 事業者から、申請書類の全部又は一部につき確認を求められた場合には、申請書類の不備等の形式上明らかなものについて補正項目を助言するものとする。

#### （2）事前相談の回答に要する期間

回答は、事前相談があった日から起算して14日以内に行うよう努めるものとする。ただし、（1）のエの場合にあっては、申請書類の形式の確認に時間を要することを考慮し、30日以内に行うよう努めるものとする。これらの期間内

において回答が困難な場合にあつては、事業者に対してその理由及び回答の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

なお、回答に対する事業者からの応答は、任意とする。

### (3) 事前相談内容の記録及び進行管理

事前相談で聴取した内容及び対応状況については、その内容が事業者からの情報提供にとどまるものを除き、別紙様式2を参考として記録するとともに、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

## 2 申請

保安林解除申請があつた場合には、都道府県知事は、次により対処するものとする。

### (1) 申請書類の形式の確認

法第27条第1項の規定に基づき申請書類の提出があつた場合には、別表に基づき、申請書類に所定の添付書類が具備されていること及び申請書の記載事項に不備がないことを確認するものとし、申請の形式上の要件に適合しないときは、遅滞なく、申請をした者（以下「申請者」という。）に対してその補正を指示し、補正することができないものであるときは、当該申請を却下するものとする。

なお、申請を却下する場合にあつては、申請者に対する当該申請を却下する旨の通知は、理由を付した書面により行うものとする。

### (2) 申請書類の内容の審査等

ア 申請書類の形式の確認後は、遅滞なく当該申請書類の内容の審査等を開始するものとし、審査等の結果、事業計画が具体的で申請書類の内容に不備がないことを確認できたものについては、現地調査等所要の保安林解除調査を速やかに実施するものとする。

イ 申請書類の内容に不備がある場合において、当該不備が補正することができるものであるときは、遅滞なく、申請者に対してその補正を指示するものとし、補正することができないものであるときは、次により対処するものとする。

(ア) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、法第27条第3項の規定に基づき、当該申請書類にその旨を記載した意見書を付して、農林水産大臣に進達するものとする。

(イ) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除に当たっては、都道府県知事は、当該保安林の指定の解除をしない旨の処分をするものとする。

ウ 保安林解除申請に係る事業の実施につき法令等に基づく行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を併せて必要とする保安林の指定の解除については、当該許認可に係る行政庁と緊密な連絡を取りつつ、極力それらと並行的に審査を行うよう努めるものとする。

なお、当該事業の実施につき許認可を必要とするものであって、いまだ当該行政庁に対する許認可の申請がされていないものについては、速やかに当該申請手続を行うよう助言するとともに、当該申請を行った場合には、その許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を報告するよう申請者に指示するものとする。

### (3) 申請の進行管理及び進行状況の開示

ア 申請に対する補正の指示の内容及び対応状況については、別紙様式3を参考として記録するとともに、相当期間対応が遅延している申請者に対しては、適宜補正の指示に対する対応状況を確認すること等により、その進行管理に努め、事務処理の一層の迅速化を図るものとする。

イ 申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めるものとする。

### (4) 理由の提示

ア 審査の結果、解除をしない旨の処分をするときは、申請者に対し、同時にその理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

イ アのただし書の場合にあっては、申請者の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、アの理由を示すものとする。

ウ ア及びイの理由は、書面により示すものとする。

### (5) 進達書類の編さん

林野庁への転用に係る保安林解除申請の進達書類の編さんについては、別紙によるものとする。

## 3 林野庁への情報提供

都道府県知事は、1又は2の事案の対象地が農林水産大臣の権限に係る保安林又は法第26条の2第4項の規定による農林水産大臣協議を必要とする民有保安林であって、利害関係者との調整が難航している等、解除の要件等を満たすことが困難な事案があった場合にあっては、別紙様式1から3までを参考として整理した書面をもって、適宜林野庁に情報提供を行うものとする。

## 4 添付書類の簡素化等

申請書に添付する事業計画等の添付書類等については、別表によるほか、次に定めるところによるものとし、その簡素化を図るものとする。

(1) 令第2条の3に定める規模以下の事業のうち、「公益上の理由」（法第26条の2第2項）によるものであって、土地の形質を変更する行為の態様等が軽微であると認められるものに係る保安林解除申請については、次によることを認めるものとする。

ア 縦横断面図は、それぞれの標準的な切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面図（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。

イ 現況写真は、全景の写真のみとする。

- (2) 国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が事業者となる事業であって、「公益上の理由」によるものに係る保安林解除申請については、当該事業等に係る利害関係者の意見の添付を要しないものとする。
- (3) 国等又は成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が事業者となる事業に係る保安林解除申請又は規則第5条に定める事業に係る保安林解除申請については、資金の調達方法を証する書類の添付を要しないものとする。
- (4) 全体計画に基づき期別実施計画に従って保安林解除申請を継続して行おうとする場合であって、初回の申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了し、都道府県森林審議会の意見を聴いたものについては、第2回目以降の申請に係る用地事情等の解除の要件の審査及び審議会への諮問は省略することができるものとする。ただし、当該実施計画の内容が全体計画と異なることとなる場合は、この限りでない。
- (5) 市町村が事業者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町村の長の同意書の添付を要しないものとする。
- (6) 専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

| 書類等の名称           | 備考 |
|------------------|----|
| 事業計画書関係          |    |
| 事業等に要する資金等に関する書類 |    |
| 縦横断面図            |    |
| 土量計算書            |    |
| 土捨場位置図           |    |
| 土捨場平面図           |    |
| 土捨場容量計算書         |    |
| 代替施設計画書関係        |    |
| 事業等に要する資金等に関する書類 |    |
| 代替施設安定計算書        |    |
| 排水計画平面図          |    |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 排水施設流量計算書              |   |
| 流出土砂貯留施設平面図            |   |
| 流出土砂貯留施設計算書            |   |
| 集水区域図                  |   |
| 構造図                    | 土工定規図を含む。   |
| 申請者に関する書類              |   |
| 直接利害関係者の証書             | 例えば、土地登記簿謄本、土地売買契約書、土地売買契約書の写し、証書、固定資産台帳証明書、土地等に対する権限を有する証明書等 |
| 解除要件を備えていることを確認できる書類   |   |
| 実現の確実性に係る書類            |   |
| 利害関係者の意見のうち直接利害関係者の同意書 | 土捨場用地の使用承諾を含む。  |

## 5 標準処理期間

### (1) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除

#### ア 国有保安林（国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野（以下「国有林野」という。）、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第12条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているもの（以下「国庫帰属森林」という。）又は旧公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）第1条の契約に係る森林、原野その他の土地（以下「官行造林地」という。）についての保安林の指定の解除については、森林管理局長等が関係書類を受理してから森林管理局長が農林水産大臣に上申するまでの標準処理期間は60日以内とし、農林水産大臣が森林管理局長から上申書類を受理してから都道府県知事への解除予定通知を施行するまでの標準処理期間は90日以内とする。また、都道府県知事が農林水産大臣から解除予定通知を受理してから解除予定告示を行うまでの標準処理期間は14日以内に定めるようお願いする。

#### イ 国有保安林（ア以外の国有林）又は民有保安林（重要流域内に存する1～3号民有保安林）

ア以外の国有保安林又は法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するために指定された民有保安林のうち、重要流域内に存するものについての保安林の指定の解除については、都道府県知事が申請書類を受理してから農林水産大臣に進達するまでの標準処理期間は60日以内に定めるようお願いする。農林水産大臣が都道府県知事から進達書類を受理してから都道府県知事への解除予定通知を施行するまでの標準処理期間は90日以内とす

る。また、都道府県知事が農林水産大臣から解除予定通知を受理してから解除予定告示を行うまでの標準処理期間は14日以内に定めるようお願いする。

## (2) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除

### ア 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林

法第26条の2第4項の規定による協議を必要とする民有保安林の指定の解除については、都道府県知事が申請書類を受理してから農林水産大臣に協議書を提出するまでの標準処理期間は90日以内に定めるようお願いする。農林水産大臣が都道府県知事から協議書を受理してから都道府県知事に協議結果通知を施行するまでの標準処理期間は60日以内（同項第1号に該当するもの（同項第2号に該当するものを除く。）にあっては、30日以内とする。また、都道府県知事が農林水産大臣から協議結果通知を受理してから解除予定告示を行うまでの標準処理期間は14日以内に定めるようお願いする。

### イ 民有保安林（ア以外）

ア以外の民有保安林の指定の解除については、都道府県知事が申請書類を受理してから解除予定告示を行うまでの標準処理期間は90日以内に定めるようお願いする。

## (3) 標準処理期間に算入しない期間

次に掲げる期間については、標準処理期間に算入しないものとする。

ア 保安林の指定の解除の申請等をした者が、都道府県又は林野庁（森林管理局、森林管理署若しくはその支署又は森林管理事務所（以下「森林管理局等」という。）を含む。）の指示により関係書類等の補正に要した期間

イ (1) のアの保安林の指定の解除について、森林管理局長からの意見照会に対し、当該保安林の所在地を管轄する都道府県知事が回答に要した期間

## 6 森林管理局長が行う転用を目的とした保安林の指定の解除の手続

(1) 森林管理局長が行う転用を目的とした保安林の指定の解除の手続については、1から4までを準用するほか、「森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除等の手続について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1552号林野庁長官通知）によるものとする。

(2) 森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する法律第2条第2項に規定する国有林野事業以外の用に供する転用のための保安林の指定の解除に当たって、農林水産大臣に所要の書類を上申する場合にあっては、国有林野及び国庫帰属森林の貸付け等に係る書類及び利害関係者の意見のうち土地所有者の同意書の添付を要しないものとする。

## 7 都道府県と森林管理局及び森林管理署との連絡体制の強化

事業者又は申請者（以下「事業者等」という。）から都道府県に対し、転用しようとする区域が民有保安林と国有保安林にまたがる事案に係る事前相談又は保

保安林解除申請（以下「事前相談等」という。）があった場合には、都道府県の担当者は、森林管理局等の相談窓口や申請窓口（以下「相談窓口等」という。）を事業者等に教示するとともに、森林管理局等に対して事前相談等があった旨を連絡するものとする。また、事業者等から森林管理局等に対し同様の事案に係る事前相談があった場合には、森林管理局等の担当者は、都道府県の相談窓口等を事業者等に教示するとともに、都道府県に対して事前相談があった旨を連絡するものとする。

また、事案の処理に当たっては、都道府県と森林管理局等の処理状況や結果に齟齬をきたすことがないように、双方の間で密に連絡を取り合うものとする。

様式1 事前相談申出書

様式2 事前相談整理票

様式3 保安林解除申請に係る対応状況整理票

別表 申請書類一覧

別紙 転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序

参考1 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

参考2 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間



様式 1

事前相談申出書

提出日： 年 月 日

|                |  |             |         |
|----------------|--|-------------|---------|
| 相談者            | 住所：  |             |         |
|                | 氏名：  |             |         |
|                | 連絡先：   |             |         |
| 事業者            | 住所：  |             |         |
|                | 氏名：  |             |         |
| 保安林の<br>所在場所   | 市<br>郡   | 町<br>村      | 大字 字 番地 |
| 保安林の<br>森林所有者  | 国（ ） 都道府県 市町村 法人（ ）<br>個人（ 名） 財産区、共有等（ 名）  |             |         |
| 事業計画<br>区域面積   | ha   | うち<br>保安林面積 | ha      |
| 転用の目的          |  |             |         |
| 関係法令の<br>許認可状況 |  |             |         |
| 対象項目           | <input type="checkbox"/> 解除の要件について <input type="checkbox"/> 級地区分 <input type="checkbox"/> 用地事情<br><input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 実現の確実性<br><input type="checkbox"/> 利害関係者の意見<br><input type="checkbox"/> 代替施設、残置森林について |             |         |
| 相談内容           | <input type="checkbox"/> 申請書類の作成について<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |             |         |
|                | (必要により継紙等を使用)  |             |         |
| 添付書類           | <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 事業計画図 <input type="checkbox"/> その他（ ）  |             |         |

※ 各項目は、現時点における事業計画の具体化の程度に応じて可能な範囲で記載し、必要により図面等の参考書類を添付すること。

様式2

事前相談整理票

No.

|              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 相 談 者        |         |              |         |
| 事業者          |         |              |         |
| 所 在 地        |         |              |         |
| 保 安 林 種      |         |              |         |
| 事業区域面積       |         | うち保安林面積      |         |
| 転用の目的        |         |              |         |
| 他法令との関係      |         |              |         |
| 対 応 状 況      |         |              |         |
| 相 談<br>年 月 日 | 相 談 内 容 | 回 答<br>年 月 日 | 回 答 内 容 |
|              |         |              |         |

様式3

保安林解除申請に係る対応状況整理票

| 書類の到達日     |       | 終了年月日     |      |
|------------|-------|-----------|------|
| 事業者        |       |           |      |
| 所在地        |       |           |      |
| 保安林種       |       |           |      |
| 事業区域面積     | ha    | 解除予定面積    | ha   |
| 転用の目的      |       |           |      |
| 他法令との関係    |       |           |      |
| 補正指示等の状況   |       |           |      |
| 指示等<br>年月日 | 指示等内容 | 対応<br>年月日 | 対応状況 |
|            |       |           |      |

## 別表

## 申請書類一覧

| 書類等の名称           | 留意事項  | 通知本文上、簡素化等が可能の場合  | 関係法令等  |
|------------------|---|---|--|
| 保安林解除申請書         |   |   | 法第27条、規則第48条第1項柱書き、様式告示12                          |
| 保安林解除図           | 原則として実測図とすること。  |   | 規則第48条第1項第1号、様式告示12                                |
| 事業計画書関係          |   |   | 規則第48条第2項第1号                                       |
| 事業等に要する資金等に関する書類 |   | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 処理基準第2の2の(1)のウの(オ)及び(カ)<br>基本通知第2の2の(1)のエの(ア)のe及びf |
| 事業計画図            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した事業施設の配置を明示すること。</li> <li>・事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。</li> <li>・残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの</li> </ul> |   | 処理基準第2の2の(1)のウ柱書き<br>基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き         |
| 現況写真             | 全景及び部分とし、保安林区域及び解除予定区域を明示し、撮影方向を記入すること。   | 4の(1)の場合は、全景の写真のみとする。   | 基本通知第2の2の(2)で準用する同通知第1の3の(2)のイの(ウ)                 |
| 縦横断面図            |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの標準的切土及び盛土の断面を同一の図面に表示した標準断面部（法面の高さ、土質別の勾配等を表示した断面図をいう。）とする。</li> <li>・4の(6)の場合、添付は要しない。</li> </ul> | 処理基準第2の2の(1)のウ柱書き<br>基本通知第2の2の(1)のエの(ア)柱書き         |
| 土量計算書            | 切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法についてのみ記載することとして差し支えない。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 同上   |
| 土捨場位置図           |   | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 同上   |
| 土捨場平面図           |   | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 同上   |
| 土捨場容量計算書         | 取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 同上   |
| 面積計算図            |   |   | 同上   |
| 面積計算書            | 取りまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。  |   | 同上   |
| 工事工程表            |   |   | 処理基準第2の2の(1)のウの(キ)<br>基本通知第2の2の                    |

|                 |  |                    |  |
|-----------------|--|--------------------|--|
|                 |  |                    | (1)のエの(ア)のg  |
| 代替施設計画書関係       |  |                    | 規則第48条第2項第2号                                       |
| 事業等に要する資金に関する書類 |  | ・4の(6)の場合、添付は要しない。 | 処理基準第2の2の(1)のエの(イ)及び(ウ)<br>基本通知第2の2の(1)のエの(イ)のb及びc |
| 代替施設配置図         | ・転用区域、関連区域を明示し、凡例を明示した代替施設の配置を明示すること。<br>・事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。<br>・残置又は造成する森林の配置が明確に判断可能であるもの。 |                    | 処理基準第2の2の(1)のエ柱書き<br>基本通知第2の2の(1)のエの(イ)柱書き         |
| 代替施設安定計算書       | 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 排水施設平面図         |  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 排水施設流量計算書       | 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 流出土砂貯留施設平面図     |  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 流出土砂貯留施設計算書     | 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 洪水調節施設等平面図      |  |                    | 同上   |
| 洪水調節施設等計算書      | 取りまとめ表(箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。)についてのみ記載することとして差し支えない。  |                    | 同上   |
| 集水区域図           |  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 構造図             | 土工定規図を含む。  | 4の(6)の場合、添付は要しない。  | 同上   |
| 工事工程表           |  |                    | 処理基準第2の2の(1)のエの(エ)<br>基本通知第2の2の(1)のエの(イ)のd         |

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 許認可に係る申請の状況を記載した書類又は許認可等証明書の写し                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請に係る事業又は代替施設の設置について許認可を必要とする場合に限る。</li> <li>環境アセスメントの実施状況も含む。</li> </ul> |   | 規則第48条第2項第3号<br>処理基準第2の2の(1)のオ<br>基本通知第2の2の(1)のエの(イ)                           |
| 申請者に関する書類   |  |   | 法第27条第1項<br>規則第48条第1項第2号及び第2項第4号   |
| (法人)<br>法人登記事項証明書   |  |   | 規則第48条第2項第4号   |
| (法人でない団体)<br>代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類             | (添付例)<br>・定款<br>・営業報告書   |   | 規則第48条第2項第4号   |
| (個人)<br>・住民票の写し<br>・個人番号カード(表面)の写し<br>・上記に類するものであって氏名及び住所を証する書類 | いずれか一つを添付  |   | 規則第48条第2項第4号   |
| 直接利害関係者の証書  | (添付例)<br>・土地登記簿謄本<br>・土地売買契約書<br>・固定資産台帳証明<br>・土地等に対する権限を有する証書等  | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 規則第48条第1項第2号<br>処理基準第2の2の(1)のイで準用する第1の3の(1)のイ<br>基本通知第2の2の(1)のウで準用する第1の3の(1)のウ |
| 資力及び信用があることを証する書類   |  |   | 規則第48条第2項第5号   |
| 資金計画書   |  | 事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。                        | 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のa   |
| 資金の調達について証する書類  | 自己資金により調達する場合は、預金残高証明書<br>融資により調達する場合は、融資証明書等  | ・4の(3)の場合、添付は要しない。<br>・事業計画書及び代替施設計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。 | 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のb   |
| 法人の財務状況や経営状況を確認できる書類  | (添付例)<br>・貸借対照表<br>・損益計算書  |   | 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のc   |
| 納税証明書   |  |   | 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のd   |
| 事業経歴書   | 必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。  |   | 基本通知第2の2の(1)のエの(オ)のe   |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 融資決定が転用を目的とした保安林の指定の解除後となる場合等当該書類が提出困難な場合に提出する書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設の設置等に係る部分の資金の調達に係る預金残高証明書等</li> <li>・上記が困難な場合、申請時に金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、代替施設の設置等の着手前に融資証明書の提出等</li> </ul> |  | 基本通知第2の2の(1)のエの(イ)のf                                   |
| 必要な能力があることを証する書類                                 |   |  | 様式告示12<br>処理基準第2の2の(1)のク<br>基本通知第2の2の(1)のオ             |
| 建設業法許可書（土木工事業）                                   |   |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(イ)                                     |
| 事業経歴書  | 必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。   |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(イ)                                     |
| 預金残高証明書  |   |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(ウ)                                     |
| 納税証明書  |   |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(エ)                                     |
| 事業実施体制を示す書類                                      | 職員数、主な役員・技術者名等  |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(オ)                                     |
| 規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況も含む。</li> <li>・必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の実績とすることができる。</li> </ul>                           |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(カ)                                     |
| 申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合に提出する書類      | 申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力を記載した書類を提出させ、代替施設の設置等の着手前に正規の確認書類を提出することについての確約書の提出等   |  | 基本通知第2の2の(1)のオの(キ)                                     |
| 解除要件を備えていることを確認できる書類                             |   |  | 処理基準第2の1の(3)<br>基本通知第2の2の(1)のカ                         |
| 級地区分に係る書類  | 当該地の傾斜度を測定した図面等   |  | 処理基準第2の1の(3)のアの(イ)、イの①の(イ)、②の(イ)<br>基本通知第2の2の(1)のカの(イ) |

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
| 用地事情に係る書類   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用に係る事業について具体的に示されている公的土地利用計画（法定外の計画を含む。）</li> <li>・必要に応じて、転用に係る事業が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類</li> <li>・その土地以外に適地を求めることができないことを示す書類</li> </ul>   |   | 処理基準第2の1の(3)のアの(イ)、イの①の(イ)、②の(イ)<br>基本通知第2の2の(1)の(イ) |
| 面積に係る書類     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転用に係る土地の面積が、必要最小限度である根拠を示す書類</li> <li>・転用に係る事業が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合は、当該法令等</li> </ul>   | 事業計画書により確認できる場合は、添付を要しない。   | 処理基準第2の1の(3)のアの(ウ)、イの①の(ウ)、②の(ウ)<br>基本通知第2の2の(1)の(ウ) |
| 実現の確実性に係る書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該保安林の土地の登記事項証明書、所有権、地上権、貸借権その他の権利を証する書類</li> <li>・当該保安林と併せて使用する土地がある場合、当該土地に関する上記書類</li> </ul>  | 4の(6)の場合、添付は要しない。   | 処理基準第2の1の(3)のアの(エ)、イの①の(エ)、②の(エ)<br>基本通知第2の2の(1)の(エ) |
| 利害関係者の意見    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類</li> <li>・直接利害関係者の範囲を示す図面等</li> <li>・直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類（土捨場用地の使用承諾を含む。）</li> <li>・直接利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の同意等を証する書類の添付で代替することもできる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4の(2)の場合、添付は要しない。</li> <li>・同(5)の場合、市町村長の同意等の添付は要しない。</li> <li>・同(6)の場合、直接利害関係者の同意等の添付は要しない。</li> </ul> | 処理基準第2の1の(3)のアの(オ)、イの②の(オ)<br>基本通知第2の2の(1)の(オ)       |

注意事項

- 1 書類の調製が難しい場合については、適宜担当者に確認すること。
- 2 関係法令等の呼称は次のとおりとする。

法：森林法（昭和26年法律第249号）

規則：森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）

様式告示：森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）

処理基準：森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）

基本通知：保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）



別紙 転用に係る保安林解除の進達書類等の編さん順序

| 編さん<br>順序 | 書類等の名称          | 留意事項   | 関係法令等   |
|-----------|-----------------|--|---|
| 1         | 進達書（保安林解除申請書）   |  | 法第 27 条   |
| 2         | 知事意見書           |  | 法第 27 条<br>様式通知第 1 の 1  |
| 3         | 保安林解除調書その他必要な書類 | (1) 様式通知の様式 5-2 「事業計画の概要」のその他欄に事業量を記載すること。<br>(2) その他必要な書類とは、森林審議会の答申書等とする。  | 処理基準第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>基本通知第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>様式通知第 1 の 3                       |
| 4         | 位置図             | 保安林解除申請書の箇所の周辺 10,000 ヘクタール程度にある保安林の種類別に区域を明示すること。   | 規則第 48 条第 1 項第 1 号<br>処理基準第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>基本通知第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>様式通知第 2 の 3 |
| 5         | 保安林解除調査地図       |  | 処理基準第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>基本通知第 2 の 2 の (2) で準用する第 1 の 3 の (2)<br>様式通知第 2 の 3                       |
| 6         | 保安林解除申請書        |  | 規則第 48 条第 1 項柱書き<br>様式告示 12   |
| 7         | 保安林解除図          | 原則として実測図とすること。   | 規則第 48 条第 1 項第 1 号<br>様式告示 12<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のイ   |
| 8         | 事業計画書           | (1) 図面は、原則として縮尺 1/1,000～1/5,000 で等高線が入ったものを使用すること。<br>(2) 事業計画図には、保安林解除申請等の区域を明示すること。<br>(3) 図面袋には在中の図面の種類、枚数等を記入すること。   | 規則第 48 条第 2 項第 1 号<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のウ<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のエの (7)   |
| 9         | 代替施設計画書         | (1) 図面は、原則として縮尺 1/1,000～1/5,000 で等高線が入ったものを使用すること。<br>(2) 代替施設計画図には、保安林解除申請等の区域を明示すること。<br>(3) 図面袋には在中の図面の種類、枚数等を記入すること。 | 規則第 48 条第 2 項第 2 号<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のエ<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のエの (イ)   |
| 10        | 許認可関係書類         |  | 規則第 48 条第 2 項第 3 号<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のオ<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のエの (ウ)   |
| 11        | 申請者に関する書類       |  | 規則第 48 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 4 号<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のイ、カ<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のウ、エの (エ)                           |

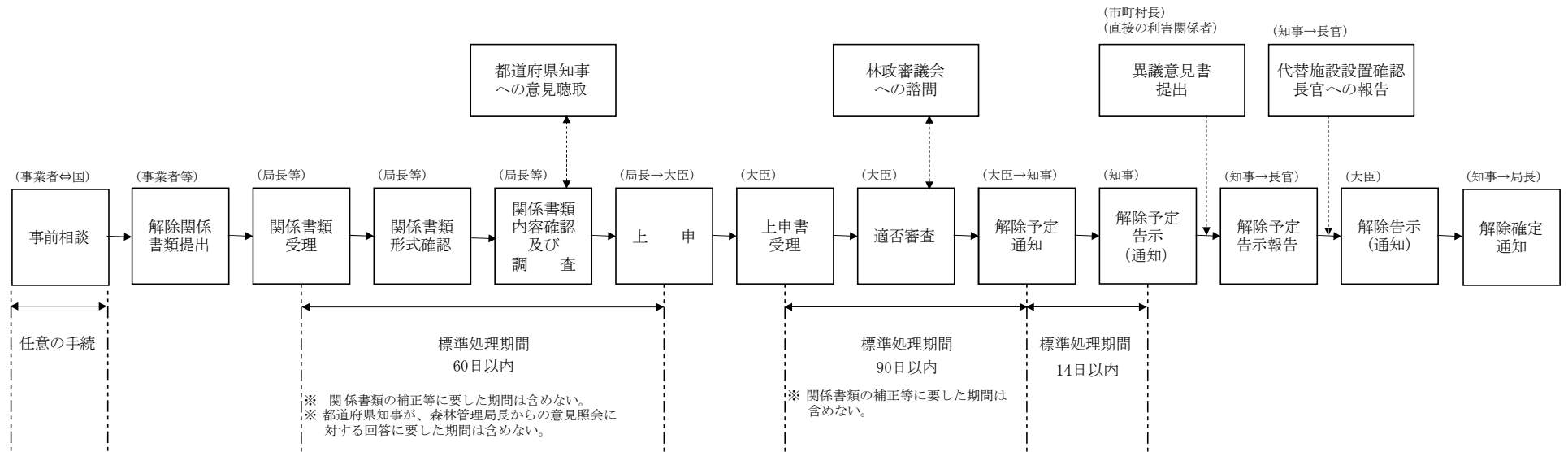
|    |                      |  |  |
|----|----------------------|--|--|
| 12 | 資力及び信用があることを証する書類    |  | 規則第 48 条第 2 項第 5 号<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のキ<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のエの(オ) |
| 13 | 必要な能力があることを証する書類     |  | 様式告示 12<br>処理基準第 2 の 2 の (1) のク<br>基本通知第 2 の 2 の (1) のオ                |
| 14 | 解除要件を備えていることを確認できる書類 |  | 基本通知第 2 の 2 の (1) のカ   |

注意事項

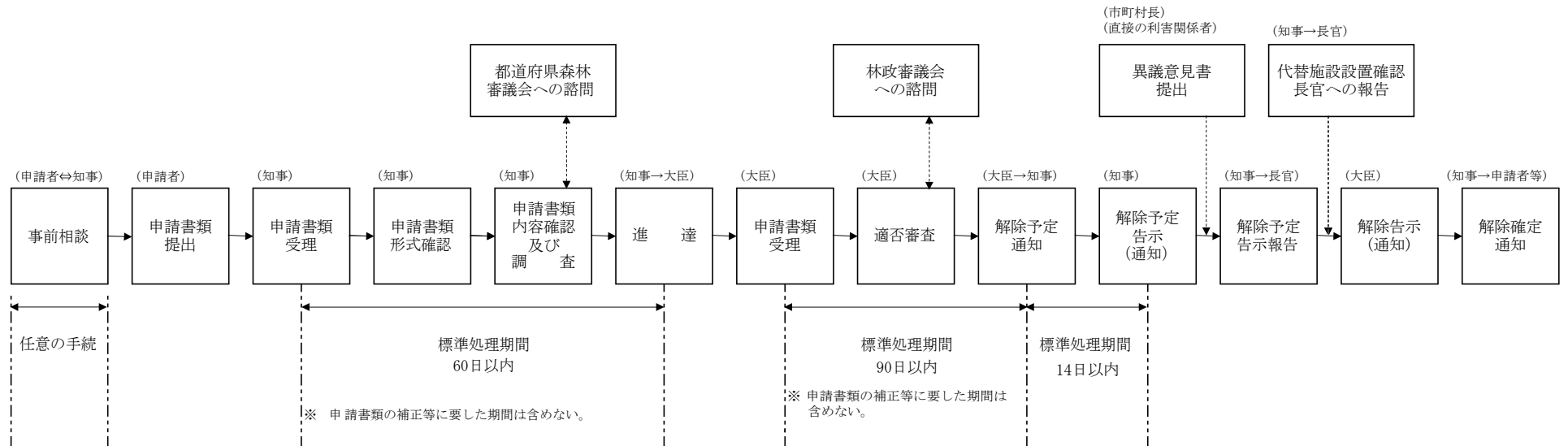
- 1 用紙の大きさは、原則として、日本産業規格 A 4 判とすること。
- 2 関係法令等欄の略称は次のとおりとする。
  - 法 : 森林法（昭和26年法律第249号）
  - 規則 : 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
  - 様式告示 : 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）
  - 処理基準 : 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について  
（平成12年 4 月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）
  - 基本通知 : 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年 6 月 2 日付け45林野治第921号林野庁長官通知）
  - 様式通知 : 保安林指定調書等の様式について（令和 5 年 3 月23日付け 4 林野治第2041号林野庁長官通知）

(参考 1) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

ア 国有保安林(国有林野、国庫帰属森林又は官庁造林地)

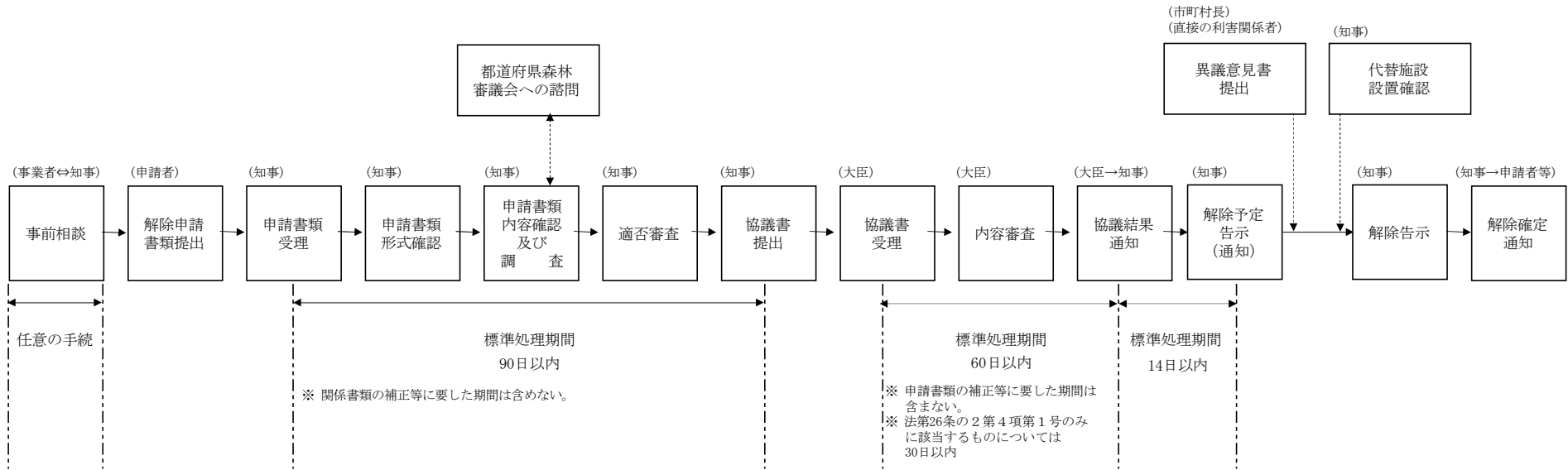


イ 国有保安林(ア以外の国有林)又は民有保安林(重要流域内に存する1~3号民有保安林)



(参考2) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

ア 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林



イ ア以外の民有保安林

